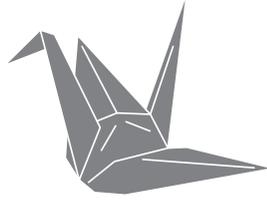


守りたい!



憲法が示す 平和の理念



7月の参議院選挙で、自民、公明など「改憲勢力」が3分の2の議席を獲得しました。安倍首相は自民党の改憲案がベースになると言い、改憲に本腰を入れています。このまま改憲を許せば、戦前の日本のような独裁政治に突き進みます。

しかし、最終的に改憲の是非を決めるのは主権者である国民です。「憲法を守れ」の声をあげましょう。

自民党の改憲案はこんなにキケン!

	「現行憲法」の考え方 国家権力をしぼり、戦争を放棄	「自民党改憲案」の考え方 国民をしぼり、戦争する国へ
立憲主義	憲法に基づいて政治を行う	権力者のやりたい政治に合わせて憲法を変える
主権	国民主権=国の主人公は国民	国の中心は国家=改憲案の前文の主語は国民ではなく「国家」に
平和	戦争放棄=軍隊や武力を持たず、集団的自衛権を否定	憲法9条を改定し「国防軍」を創設。集団的自衛権を行使して「戦争する」国へ
人権	基本的人権の尊重=個人の自由を保障	国民の義務を増やし、「公益及び公の秩序」の名で個人の自由など基本的人権を制限

「戦争法」は廃止に

自民党改憲案では、さらに、憲法9条を廃止し、自衛隊を国防軍と改称して、日本が「戦争する国」へと突き進むことが法的に可能となります。

また、「公益及び公の秩序」のために基本的人権が制約され、首相が「緊急事態」を宣言すれば国会審議を通さずに首相と内閣がなんでもできる緊急事態条項も盛り込まれています。

憲法は、権力を持つ人(天皇、国務大事、国会議員、裁判官その他の公務員)の暴走を防ぎ、国民の権利をまもるため定められています(第99条)。

人類が歴史の歩みを進める中で、人権を尊重し保障するためにつくられたのが憲法です。「基本的人権」「平和主義」「国民主権」の3つの原則から外れるものであってはなりません。自民党が掲げている憲法改正草案はその点で非常に問題があります。

2015年9月19日に強行採決された「平和安全保障関連法」は、平和とは名ばかりの国際紛争解決のための武力行使を可能とした「戦争法」です。この戦争法が発動されれば、自衛隊は海外で殺し殺される戦争に参加することになります。憲法違反の戦争法は廃止すべきです。

「戦争法」を廃止し、日本国憲法を守り生かすことを求める署名にご協力ください

自営業の困った! は民商へ相談を